



国民年金のお知らせ

●国民年金保険料の「納付免除・納付猶予制度」について

納付免除・納付猶予制度は、収入の減少や失業など、経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合に、支払いを「免除」または「猶予」することができる制度です。

この制度を利用することで、将来の老齢基礎年金や、万一の事故・病気により障害を負った場合の障害基礎年金などの各種年金の受給資格期間（＝年金を受け取るために必要な期間）を確保することができます。

◎免除制度（全額免除・一部免除）

本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除されます。

◎納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者それぞれの所得が基準額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。また、学生納付特例と同様に、猶予された保険料は10年以内に納めること（追納）で年金額に反映させることができます。

◎将来の老齢基礎年金等への反映比較表

	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(※2)	○
一部免除(※1)	○	○(※2)	○
納付猶予・学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

(※1) 一部免除の承認を受けた場合は、残りの保険料を納めることが必要です。

(※2) 免除の承認を受けた期間および免除区分によって、反映される年金額が変わりますので、ご注意ください。

◎免除等の申請受付

令和5年度分（令和5年7月～令和6年6月分）は、令和5年7月1日から申請受付を開始します。

マイナンバーカードを使って国民年金手続の電子申請ができます

令和4年5月11日より、国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請及び学生納付特例申請についてマイナポータルを利用した電子申請が開始されました。また、マイナポータルとねんきんネットをつなげることで、ご自身の年金記録の確認や、将来の年金見込額を試算することができます。

詳細は次のURLよりご覧ください。マイナポータルサイト：<https://myna.go.jp>

※最初にマイナポータルの「利用者登録」が必要になります

申請・問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120

小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-33-5026



マイナンバーカードの受取等に関する土曜日の臨時開庁

お仕事などで、平日の開庁時間内にマイナンバーカードのお受取りや、ポイント付与のお手続きに来られない方のために、臨時窓口を開設します。

開庁日時 令和5年7月8日（土） 午前10時～午後3時

場所 福祉課（正面玄関からお入りください。）

必要書類 ・カード受取の方：本人確認書類、通知書（ハガキ）、通知カード
・マイナポイントの付与の方：マイナンバーカード、保険証、通帳（公金受取口座用）、ポイントを付与する決済サービスのカード等

問合せ 福祉課 戸籍住民係 ☎21-2120



町道浜中入舟線（余市フィッシャリーナ付近）の一部通行止めについて

令和4年8月9日、町道浜中入舟線（余市フィッシャリーナ付近）において落石を確認し、車両・歩行者等の安全が確保できないことから、一部の区間（延長約440メートル）を通行止めにしてあります。

通行止め解除は管理者である石狩森林管理署による急斜面の対策工事終了後（令和6年2月予定）となります。皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解ご協力のほどお願いします。

問合せ 建設課 管理係 ☎21-2127